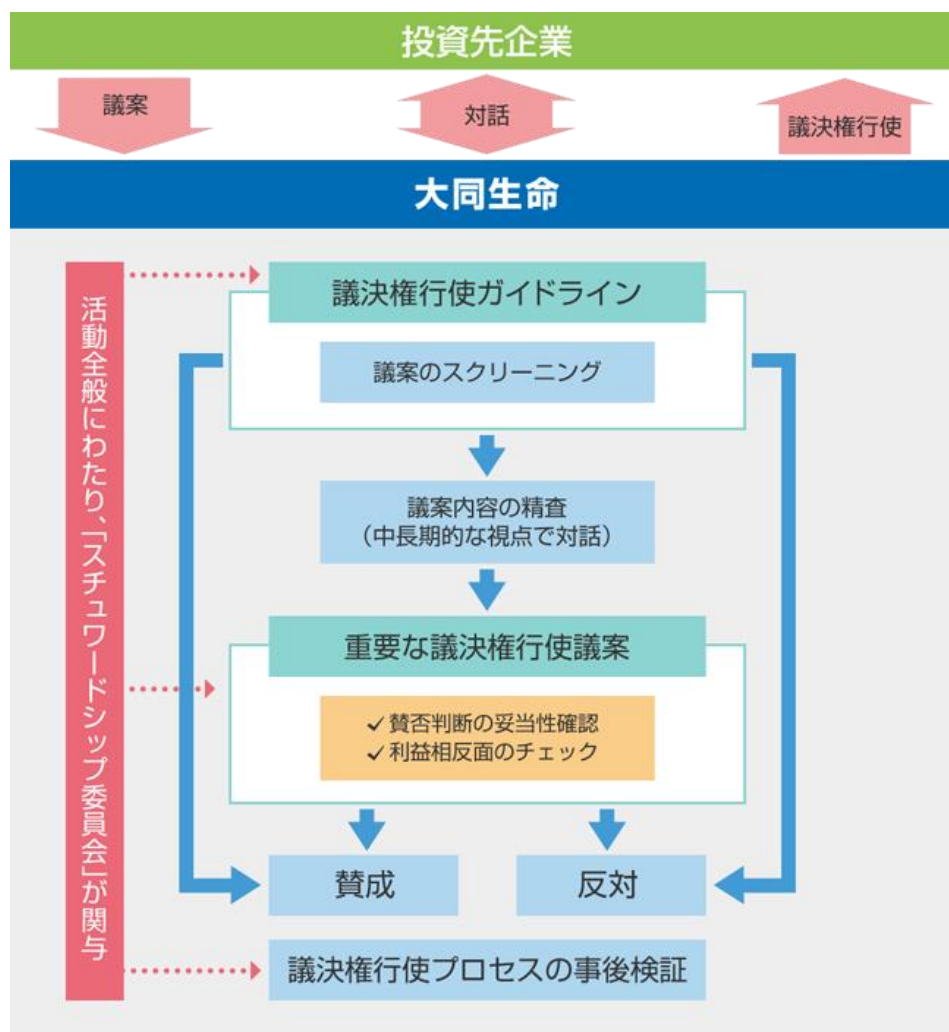


スチュワードシップ活動報告書
(2021年7月～2022年6月)

1. 活動プロセス

- ・ 当社は、お客さまからお預かりした保険料の一部を株式・国内社債に投資する機関投資家として、投資先企業の状況を的確に把握することに努めるとともに、建設的な「目的をもった対話」や議決権行使を通じて当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることにより、お客さまの利益に適うよう行動します。
- ・ 議決権行使は、当社が独自に制定した「議決権行使ガイドライン」に則り、株主利益の向上に資するか否かを判断基準として、議案ごとに賛否を判断します。
- ・ 株主利益を損なうおそれのある議案については、精査対象議案として選別し、投資先企業と対話を重ねたうえで、特に慎重に賛否を判断します。
- ・ 社外有識者を含む「スチュワードシップ委員会」が、議決権行使を含むスチュワードシップ活動全般に関与しています。



2. 対話の状況

(1) 対話の考え方

- ・ 当社は、投資先企業の特徴や事業環境、サステナビリティに関する課題を踏まえ、中長期的な視点から建設的な「目的をもった対話」を行うことで、当該企業と認識の共有を図ります。
- ・ 特に、投資先企業の業績、経営戦略、コーポレート・ガバナンス等に重大な問題があると考えられる場合には、当該企業と十分なコミュニケーションを図り、問題の改善に努めます。

(2) 対話の実施状況

- ・ 2021年7月から2022年6月において対話した株式投資先企業は86社、国内社債投資先企業は47社です。
- ・ 投資先企業を議決権行使ガイドラインへの抵触の有無やESGの観点での課題の有無、課題の重要度に応じて、以下のとおり分類し、それぞれの分類に応じた対話を行っています。

		投資先の状況	当社の対話
重点 対話先	ステップ 1	課題を未認識の先、 課題を受入れない先	課題の表明、 課題共有の働きかけ
	ステップ 2	課題改善策が不十分で 短期的な改善が見込め ない先	他企業の好事例の紹介 等、効果的な改善策を 提案
継続 対話先	ステップ 3	課題改善策への取組み により課題改善の蓋然 性が高い先	継続的な対話を通じ て、課題の改善状況を 確認
状況 確認先	ステップ 4	当社議決権行使ガイド ラインへの抵触等がな い先	IR等への参加を通じ た定期モニタリング

- ・ 主な目的別の対話件数は以下のとおりです。なお、サステナビリティがより重要な経営課題になってきているとの認識のもと、ESG関連の対話充実に努めています。

業績・株主還元等	E・S(環境・社会)関連	G(ガバナンス)関連
61件	76件	41件

(※) 同一企業と複数の目的について対話をすることがあるため、対話企業数と主な目的別の対話件数の合計値は一致しません。

- ・ 対話の結果、一部の投資先では課題の改善が見られました。

①業績・株主還元等に関する対話事例

✓事例1 (株式投資先)

課題	該当投資先は、競争環境の変化等に伴う取引手数料の減少を受けて収益性（ROE）が低下した状況が継続しておりました。
対話の概要	中期的に目標とするROEを設定したうえで、具体的な取組施策を策定・公表することを要請しました。 その後は、継続的な対話を通じて、取組みの進捗状況を確認しました。
反応・対応	中期経営計画の中でROEの目標水準が設定されるとともに、目標達成に向けた具体的な取組施策が公表されました。また、政策保有株式の売却による資本効率の改善、収益性の向上も確認できました。

✓事例2（株式投資先）

課題	該当投資先は、継続的に利益を計上しておりましたが、成長投資が必要との理由から、無配当が継続しておりました。
対話の概要	自己資本比率や手元現預金、CFの水準を考慮すると配当を検討すべきタイミングであるとの当社認識を表明しました。また、具体的な設備投資の計画や株主還元の検討状況等を確認しました。
反応・対応	該当投資先においても内部留保が蓄積されてきているとの認識を持っており、引き続き設備投資は継続する計画ではあるものの、近い将来の株主還元について、前向きに検討していることを確認しました。

②E・S（環境・社会）関連の対話事例

✓事例3（株式投資先）

課題	該当投資先は、非財務情報の開示に積極的ではなく、投資家が中長期的な観点での企業評価や建設的な対話を行ううえでの障壁となっていました。
対話の概要	多くの投資家が非財務情報の開示を要望していることを説明するとともに、財務情報と非財務情報の統合的な開示について依頼しました。
反応・対応	非財務情報の重要性を理解いただき、統合報告書の発行に対して前向きに検討することを確認しました。

✓事例4（株式投資先）

課題	該当投資先は、取締役の多様性確保が進んでいないこと等を理由にESGインデックス（株価指数）から除外される等、取締役会構成の見直しが課題になっていました。
対話の概要	取締役会構成の多様性確保に向けて、女性取締役登用等の提案を行いました。
反応・対応	今般の株主総会において、同社として初めて女性取締役が選任されました。

✓事例5（国内社債投資先）

課題	該当投資先は、環境への取組みは進めている一方で、2030年度や2050年度のCO2削減目標を設定しておりませんでした。
対話の概要	環境に対する積極的な取組みを外部にアピールするうえでも、CO2削減に関する定量目標を設定・公表すべきと提案しました。
反応・対応	新たに発行予定の統合報告書内で中期的なCO2削減目標を記載する方向で検討を進めていくとの方針を確認しました。その後、TCFDへの賛同表明がなされ、2030年度、2050年度のCO2削減目標が公表されました。

③G（ガバナンス）関連の対話事例

✓事例6（株式投資先）

課題	該当投資先は、買収防衛策を導入しており、今般の株主総会で買収防衛策が期限を迎える予定となっております。
対話の概要	株主総会に先立ち、買収防衛策については、発動プロセス等のスキームが適切であり、かつ企業価値や株主共同の利益の確保、向上が期待できる場合を除き、否定的に評価するとの当社方針を説明し、買収防衛策を廃止するよう継続的に促しました。
反応・対応	継続的な対話の結果、買収防衛策の廃止を取締役会で決議しました。

✓事例7（株式投資先）

課題	該当投資先は、過半の監査役の在任年数が長期に亘っており、経営監督機能の低下懸念がありました。
対話の概要	各監査役の有するスキルや取締役会での具体的な貢献内容を確認するとともに、後任候補者の選定を依頼しました。
反応・対応	今般の株主総会において、長期在任者が1名交代となりました。また、他の長期在任者の後任候補者の選定を進めていることも確認しました。

3. 議決権行使の状況

(1) 議決権行使の考え方

- ・適切な議決権の行使は、投資先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段であると考えています。
- ・議決権の行使にあたっては、形式的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点で対話を重ねることで、認識の共有を図ります。
- ・なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示します。

(2) 議決権行使結果

- ・国内上場企業の株主総会における議案については、当社の「議決権行使ガイドライン」に基づき、必要に応じて投資先企業との対話を実施したうえで、すべての議案について議決権を行使しています。
- ・2021年7月から2022年6月は、上場企業119社の会社提案480議案、株主提案32議案に対して議決権を行使しました。
- ・会社提案議案のうち、1件以上の会社提案議案に不賛同（反対）とした企業数は4社、不賛同（反対）とした会社提案議案数は4議案となりました。当社ではESGに関する課題も考慮のうえ、銘柄を厳選して投資を行っているため、対象企業数に対する不賛同比率は3.3%、議案総数に対する不賛同比率は0.8%に留まっております。
- ・個別の議決権行使結果は、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.daido-life.co.jp/company/csr/investor/ssc/>

<会社提案議案の行使結果>

対象企業	全議案賛成	1件以上反対	不賛同比率
119社	115社	4社	3.3%

議案種類	議案総数	賛成	反対	不賛同比率
合計	480議案	476議案	4議案	0.8%
剰余金処分	84議案	84議案	0議案	0.0%
取締役選任	116議案	113議案	3議案	2.5%
監査役選任	88議案	88議案	0議案	0.0%
定款一部変更	119議案	119議案	0議案	0.0%
退職慰労金支給	4議案	4議案	0議案	0.0%
役員報酬額改定	43議案	43議案	0議案	0.0%
新株予約権発行	5議案	5議案	0議案	0.0%
会計監査人選任	3議案	3議案	0議案	0.0%
再構築関連	4議案	4議案	0議案	0.0%
その他会社提案	14議案	13議案	1議案	7.1%
うち買収防衛	3議案	2議案	1議案	33.3%

<株主提案議案の行使結果>

対象企業	1件以上賛成	全議案反対	賛成比率
3社	0社	3社	0.0%

対象議案数	賛成	反対	賛成比率
32議案	0議案	32議案	0.0%

4. 自己評価

各原則に基づく当社基本方針に対する活動状況および自己評価は以下のとおりです。

原則 1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
基本 方針	当社は、お客さまからお預かりした保険料の一部を株式・国内社債に投資する機関投資家として、以下のとおり活動いたします。 ・投資先企業の状況を的確に把握することに努めるとともに、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく、建設的な「目的をもった対話」や議決権行使を通じて当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることにより、お客さまの利益に適うよう行動します。 ・また、外部運用機関へ資産運用を委託する際には、当該運用機関に対して適切なスチュワードシップ活動の実施を要請するとともに、当該活動に関して求める原則・事項を明確に示した上で、その実施状況のモニタリングを実施します。

<活動状況>

- ・日本版スチュワードシップ・コードの再改訂を踏まえ、各原則に対する当社基本方針を改正し、2020年8月に公表いたしました。
- ・2021年4月には、T&Dホールディングスにおいて、グループのESG投資に対する姿勢を表明する「T&D保険グループESG投資方針」を制定・公表いたしました。

<自己評価>

- ・上記のとおり、当社基本方針の改正・公表等を適切に実施しております。

原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
基本 方針	<p>当社は、お客さまの利益を第一に考え、お客さまの利益が不当に害されることがないように、以下のとおり利益相反が発生しうる局面および利益相反管理方針を定めた上で、適切な議決権行使等を実施します。</p> <p>＜利益相反が発生しうる主な局面＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用部門等が議決権の行使にあたって、お客さまの利益にかかわらず、融資や法人営業などを行う部門の意向を優先するなどお客さまの利益を損なう行動を行う場合 <p>＜スチュワードシップ活動における利益相反管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権行使における利益相反防止策として、議決権行使の実施部署を融資や法人営業を行う部門から独立した部署とします。 ・また、社外有識者等の第三者が関与する委員会を設置し、議決権行使の方針・判断基準である「議決権行使ガイドライン」、および議決権行使における賛否判断・プロセスの検証等を行うことで、一層の利益相反防止体制を強化します。 ・議決権行使結果は、取締役会等に報告し、経営陣自らが適切な議決権行使が行われているかどうかを確認する体制とします。

＜活動状況＞

- ・利益相反管理方針は、当社ホームページに公表しております。
- ・政策保有株式の議決権行使の実施部署を、融資や法人営業部門から独立した株式投資担当部門（資産運用部門）としております。
- ・また、議決権行使ガイドラインの制定や重要議案の審議、行使結果の事後検証等、スチュワードシップ活動全般に社外有識者を含む委員会（スチュワードシップ委員会）が関与する体制としております。
- ・2021年7月～2022年6月の議決権行使結果については、取締役会等へ報告し、適切に議決権が行使されていることを確認いたしました。

<自己評価>

- ・上記のとおり、スチュワードシップ活動における利益相反管理方針を明確にし、社外有識者等の第三者を含む社内委員会が活動全般に関与する等、適切な議決権行使のための体制整備を実施しております。

原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
基本 方針	当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、財務情報、経営戦略・ESG等の非財務情報、事業におけるリスク・収益機会への対応等の継続的把握を通じて、当該企業の状況を的確に把握します。

<活動状況>

- ・担当者やアナリストは、投資先企業との継続的な対話に加え、決算説明会・IRミーティングへの参加等を通じて、財務情報、経営戦略・ESG（環境・社会・企業統治）等の非財務情報を収集し、定量・定性両面から企業分析を行いました。

<自己評価>

- ・上記活動を通じて、投資先企業の状況を的確に把握することに努めました。今後も継続的な状況把握に努めるとともに、情報収集・分析力の強化を図ってまいります。

原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
基本 方針	<p>当社は、投資先企業の特長や事業環境、サステナビリティに関する課題を踏まえ、中長期的な視点から建設的な「目的を持った対話」を行うことで、当該企業と認識の共有を図ります。特に、投資先企業の業績、経営戦略、コーポレート・ガバナンス等に重大な問題があると考えられる場合には、当該企業と十分なコミュニケーションを図り、問題の改善に努めます。</p> <p>対話は基本的に単独で実施しますが、必要に応じて、他の機関投資家と協働することもあります。</p> <p>なお、投資先企業の未公表の重要情報を受領した場合には、社内規程に基づき、当該重要情報を厳格に管理し、インサイダー取引を未然に防止します。</p>

<活動状況>

- ・ 株式投資先企業 86 社、国内社債投資先企業 47 社と対話を実施いたしました。
- ・ 対話は、投資先企業の状況を的確に把握したうえで、議決権行使ガイドラインへの抵触の有無や ESG の観点での課題の有無を確認し、課題の重要度に応じて投資先企業を分類したうえで実施しております。
- ・ 対話では、投資先企業の業種や規模・成長ステージ、過去の対話内容等を踏まえ、資本効率の向上策、ガバナンス体制強化策、株主還元のあり方、ESG への取組み等の認識共有化や改善に努めました。
- ・ 投資先企業の状況に応じてアナリストも同席し、より専門的見地からの質問を行う等、対話内容の充実化を図りました。
- ・ このほか、経営上の課題を有する投資先企業に対し、生保協会名義で改善を促す書簡を送付する取組み（集团的エンゲージメント）を実施いたしました。

<自己評価>

- ・上記のとおり、投資先企業と持続的成長に向けた課題の共有化を図るとともに、課題解決に向けた対話を実施しております。
- ・今後も、さまざまな取り組みを通じて対話内容のレベルアップを図ってまいります。

原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
基本 方針	<p>当社は、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、すべての保有株式について議決権を適切に行使します。その際、当該企業の持続的成長に向け、社外有識者等の第三者が関与する委員会審議を経て制定された当社の「議決権行使ガイドライン」に基づいて個々の議案を精査し、賛否を判断します。議決権行使の結果については、議決権行使の考え方とあわせ、主な議案種類ごとの集計表、個別の投資先企業別・議案別結果を当社のホームページ等で公表します。特に、反対の意思を表明した議案や、外観的に利益相反が疑われる議案など投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、その理由を公表します。</p> <p>※当社が貸株取引を行う際には、議決権確保に留意します。貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めます。</p>

<活動状況>

- ・議決権行使の方針・判断基準である「議決権行使ガイドライン」に則り、すべての保有株式について、適切に議決権行使判断を行いました。特に、利益相反管理等の観点から選別した重要議案については、スチュワードシップ委員会の審議を経て行使いたしました。

- ・適宜「議決権行使ガイドライン」の見直しを検討・実施しており、スチュワードシップ委員会の審議を経て2022年4月に改正、公表いたしました。
- ・議決権行使結果については、主な議案種類ごとの集計表、個別の投資先企業別・議案別結果に加え、外観的に利益相反が疑われる議案等の賛否理由を、四半期毎に当社ホームページ等で公表いたしました。

<自己評価>

- ・上記のとおり、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持ち、適切に実施しております。
- ・「議決権行使ガイドライン」については、経済環境や社会情勢等を踏まえ、継続的に見直しを図っております。

原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
基本 方針	当社は、議決権行使の結果をはじめとするスチュワードシップ活動の状況について、当社のホームページやディスクロージャー資料等を通じて、お客さまに定期的に報告します。

<活動状況>

- ・スチュワードシップ活動全般について、当社ホームページ等にて公表しております。
- ・今年度は「スチュワードシップ活動報告書」について、記載内容を充実化させました。

<自己評価>

- ・上記のとおり、スチュワードシップ活動の状況について、当社ホームページ、ディスクロージャー資料等を活用して、顧客に対する適切な報告を実施しております。

原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
基本 方針	<p>当社は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のもと、サステナビリティに関する課題を踏まえ、スチュワードシップ活動を適切に行うため、経営陣が必要な組織構築・人材育成を推進し、継続的に機関投資家としての体制強化を図ります。</p> <p>当社は、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動について、定期的な自己評価の実施、その結果の公表により、継続的な改善に努めます。その際、これらは当社運用戦略と整合的で、投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長に結び付くものとなるよう意識します。</p>

<活動状況>

- ・スチュワードシップ活動関連部門には適切な人材を配置し、機関投資家として十分な活動を行うための体制整備を図っております。
- ・また、スチュワードシップ委員会に法務や株式投資等に関する社外有識者を招聘し、専門的見地からの意見を取り入れるとともに、社外セミナーや生保協会WGへの参加・社内勉強会の開催等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上・共有を図り、活動内容の改善・体制強化に努めております。
- ・本報告のとおり、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の自己評価を実施、公表いたしました。

<自己評価>

- ・上記のとおり、機関投資家としてスチュワードシップ活動を推進するうえで、必要な体制整備を行うとともに、活動を通じて継続的に能力向上に努めております。